

学校図書館を考える全国連絡会 2023年アピール 子どもの豊かな学びを実現するために実効ある学校司書の配置を求めます！

今年は学校図書館法公布70周年です。この法律の目的は「学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実すること」であると高らかに謳っています。しかし、70年を経た今でも、学校図書館は学校教育の充実に十分寄与できる機関とはなっていません。

学校図書館は学校のなかの「図書館」であり、児童生徒の探究的な学習やICT教育を支える情報リテラシーの育成は、学校図書館が機能することによってこそ可能となるものです。学校図書館は一人ひとりの子どもの豊かな読書と「学び方の学び」、教師の教材研究や創意ある授業を支援します。そのためには、専門的な学校司書配置と各校の教育活動に学校図書館が位置づけられることが不可欠です。

しかし、学校図書館の根本的な問題はまったく解決に向かっていません。とくに2014年の改正学校図書館法により法律に位置づけられた学校司書の配置が努力義務に留まっていること、同法第6条の「専ら」が明確ではないこと、資格要件や研修、養成について等、課題は未だに残されたままです。

学校司書がきちんと役割を果たすためには、1校に専任で配置され、学校設置者の直接雇用で学校の教職員の一員として位置づけられ、専門的な知識と技能があり、研修も保障されることが重要です。さらには職務の継続性と専門性に鑑み、正規職員であることが必須の条件と言えます。

ここに、私たちは国と自治体に強く求めます。

「学校図書館職員の現状」の正確な把握と課題を明らかにするとともに、学校司書の全校配置、身分、勤務条件の整備をはじめとし、学校図書館における図書館資料とICT環境の整備、教職員対象の学校図書館に関する研修の実施など、学校図書館のさらなる充実に向けた取組と予算措置を講ずることを。

私たちはこれからも、全国各地の長年にわたる学校図書館づくりをさらに前進させることができるよう、各地で活動する人たちと互いの運動の成果や課題を共有し、学び合い、運動の輪を広げていきます。

2023年7月8日 学校図書館を考える全国連絡会